

## ○薩摩川内市観光案内所公認制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、観光目的で本市を訪れる旅行者が安心して利用できる観光案内所として、更なる質の向上を図り、質の高い観光案内サービスを本市全域で共通に提供できることを目的に、薩摩川内市公認観光案内所（以下、「公認観光案内所」という。）として認定するに当たり、その基準と具体的手続きを定めるものとする。

### (定義)

第2条 公認観光案内所とは、本市を訪れる観光客等に対して、観光案内等の提供するサービスを公平・中立な立場で行い、ホスピタリティを高めたコミュニケーションを行うことのできる施設をいう。

2 公認観光案内所の種類は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) パートナー施設 施設が行う通常の業務に加え、業務の一つとして地域情報の発信等を行う施設。
- (2) オフィシャル施設 観光案内業務を主として行い、スタッフにより来訪者へ観光案内等のサービスが可能な施設。

### (認定の基準)

第3条 パートナー施設の認定基準は、次の各号の全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 法人格を有した者が運営する施設、または、川内商工会議所や薩摩川内市商工会等の公の団体に所属するなど市長が適当と認めた施設であること。
- (2) パンフレットや地図等の情報発信ブースを来訪者が利用しやすい位置に設置できること。
- (3) イベント・行事等のポスター及びチラシの掲出ができること。
- (4) その他、本市の観光情報を積極的に収集し発信することができること。

2 オフィシャル施設の認定基準は、前項各号の全ての要件を満たすほか、次の各号の全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 駅や港等の公共交通の交通結節点、観光地の中心部など来訪者の多い場所にあること。
- (2) 観光施設・宿泊施設・飲食店に関する情報提供ができること。
- (3) ツアー・旅行商品・お土産品等の情報提供ができること。
- (4) 公共交通機関利用に関する情報提供ができること。
- (5) 本市の観光情報に関する知識を有し、観光案内等のサービスを適切に提供できる能力を有するスタッフが常駐すること。
- (6) 元日などの特別な日を除き、原則として毎日開所できること。

3 本市が所有する公共施設で、公認観光案内所として市長が適当と認めた施設。

4 第1項から第3項の規定にかかわらず、次に掲げる施設は公認観光案内所として認定しない。

- (1) 宗教活動等や政治活動、暴力団活動等に該当及び使用する施設。
- (2) その他公序良俗に反する等、公認観光案内所として適当でないと認められる施設。

### (認定の手続き)

第4条 公認観光案内所の認定を受けようとする施設を持つ法人等の長（以下、「申請者」という。）は、市長に公認観光案内所認定申請書（様式第1号）と必要書類を添えて提出しなければならない。

2 市長は、申請書の提出があったときは、前条の基準を満たしている施設であるか審査しなけ

ればならない

3 市長は、公認観光案内所として適当と認められる施設であると判断したときは、公認観光案内所一覧（様式第2号）に記載し、申請者に公認観光案内所認定通知書（様式第3号）と公認観光案内所証を交付しなければならない。許可をしなかったときは、その旨を記載した文書により、申請者に通知するものとする。

4 公認観光案内所として認定された施設は、常時、公認観光案内所証を来訪者に対して目立つ場所に掲示するとともに、毎月の来訪者等の対応状況について別に定める様式により市長に報告しなければならない。

（有効期間）

第5条 公認観光案内所の有効期間は、認定された日から2年間とする。

2 ただし、有効期間満了の日から30日前までに、公認観光案内所又は市から特段の申立てがない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とする。なお、その後においてもまた同様とする。

（認定の取り消し）

第6条 公認観光案内所証は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときはその効力を失う。

(1) 認定された公認観光案内所の種類の基準をひとつでも欠くに至ったとき。

(2) 第3条第4項に規定する施設として判断されたとき。

(3) その他、公認観光案内所としてふさわしくないと認められる事由が生じたとき。

2 市長は、前項各号により公認観光案内所の公認を取り消す場合は、公認観光案内所取り消し通知（様式第4号）を行わなければならない。ただし、自らが公認観光案内所証を返納した場合はこの限りではない。

3 案内所の公認を取り消された際は、ただちに公認観光案内所証を返納しなければならない。

（その他）

第7条 この要領の定めるもののほか、必要な事項は、観光・スポーツ対策監が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年12月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

平成 年 月 日

薩摩川内市長 様

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

連 絡 先

印

公認観光案内所認定申請書

このことについて、薩摩川内市観光案内所公認制度実施要領第4条第1項の規定に基づき、公認観光案内所の認定を申請します。

なお、運営にあたっては、市に一切の迷惑をかけず、万が一、観光客等への事故が発生した際は、申請者の責任により誠意をもって対応します。

記

申請する公認観光案内所の種類	パートナー施設 ・ オフィシャル施設
公認観光案内所の施設名称	
施設の所在地	

(添付書類)

1. 法人格を有することを示す書類
  2. 施設の位置図
  3. パンフレット等を設置する情報発信ブースの場所を示した施設の平面図
  4. 観光案内業務を行うスタッフの経歴及び配置計画
  5. 施設の開所状況の分かる資料（前年度実績及び本年度計画）
- ※4. 5. については、オフィシャル施設を申請する施設のみ添付すること。





様式第3号（第4条関係）

平成 年 月 日

様

薩摩川内市長 印

公認観光案内所認定通知書

このことについて、薩摩川内市観光案内所公認制度実施要領第4条第3項の規定に基づき、公認観光案内所に認定します。

記

公認観光案内所の施設名称	
施設の所在地	
認定する公認観光案内所の種類	オフィシャル施設 ・ パートナー施設
有効期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
認定番号	第 号

（注意）公認観光案内所証は、来訪者に対して目立つ位置に掲示すること。

様式第4号（第6条関係）

平成 年 月 日

様

薩摩川内市長 印

公認観光案内所の認定取り消し通知

このことについて、薩摩川内市観光案内所公認制度実施要領第6条第3項の規定に基づき、公認観光案内所の認定を取り消したので通知します。

記

取り消した理由	
---------	--